

議員提出意見書案第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成30年9月27日

総務常任委員長 大越 彰

須賀川市議会議長 佐藤 瞭 二 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護等の社会保障への対応、さらには地域交通の維持等、その果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の充実等、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保の推進とこれに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や公的サービスの産業化等、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しており、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものである。

本来、地方財政計画は、必要な公共サービスを提供するため財政面を担保するのが役割であるが、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活及び地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。

以上のことから、政府に対し下記の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策等、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の充実、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援制度、介護保険制度や国民健康保険制度の見直し等、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 災害時において住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化、緊急防災・減災事業の拡充と財源確保の手続について十分な期間の確保を行うこと。

- 4 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 5 地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引上げを行うこと。
- 6 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

福島県須賀川市議会議長 佐藤 瞭 二

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

経済産業大臣

宛

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）

議員提出意見書案第5号

学校給食費の無料化を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

平成30年9月27日

教育福祉常任委員長 生田 目 進

須賀川市議会議長 佐藤 瞭 二 様

学校給食費の無料化を求める意見書

学校給食における食育の推進は、教育活動の一環である。日本国憲法第 26 条に「義務教育は、これを無償とする」とあることから要請するものである。

福島県内では、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を無料または一部補助する自治体が急速に増えてきている。自治体予算で学校給食費を全額無料にした相馬市、金山町、下郷町をはじめ、半額補助や一部補助をする自治体は県内において広がりを見せている。

学校給食費は、年額約 6 万円であり、保護者が学校に納めるお金の中で最も高額な費用となっている。また、経済的に困窮し、給食費を滞納する世帯が増えている現状にもある。学校給食費を無償化することにより保護者の負担は大きく軽減されることとなる。

さらに、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子ども達の食生活に偏った栄養の摂取などが見受けられている。

学校給食は、栄養バランスの取れた豊かな食事が摂れ、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に役立つものである。学校給食を通して、食育を推進することは、教育活動の一環であり、給食費の保護者負担を軽減することは教育の充実につながるものである。

以上のことから、全国どこに住んでいても、健やかな子ども達の成長が保証されるよう、下記の事項について、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 学校給食費の保護者負担分を無料にすること。

平成 30 年 月 日

福島県須賀川市議会議長 佐藤 瞭 二

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

財務大臣

文部科学大臣